5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

住民基本台帳ファイルの移転先21以降

移転先21	福祉保健部保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線		
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期・頻度	随時 		
移転先22	福祉保健部保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療) の支給に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線		
	 [] 電子メール		
	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他()		

⑦時期·頻度	随時		
移転先23	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子ども・子育て支援担当 子育て支援総合センター		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先24	福祉保健部保健衛生担当保健予防課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例		
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		

⑦時期·頻度	随時 		
移転先25	子ども・子育て支援部 子育て施設課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	学童クラブの利用の決定及び減額又は免除の決定(徴収を含む)に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先26	子ども・子育て支援部 子育て施設課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例		
②移転先における用途	認証保育所保育料負担軽減助成事務、助成申請者の状況把握		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先27	子ども・子育て支援担当 子育て施設課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務、補助金申請者の状況把握		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先28	都市計画部 住宅課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例		
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務(別表第一第19項)		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先29	都市計画部 住宅課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務(別表第一第 61項の2)		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先30	都市計画部 住宅課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例による高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先31	都市計画部 住宅課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	墨田区シルバーピア条例によるシルバーピア(シルバーハイム八広)の管理に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先32	福祉保健部 障害者福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	1 重度身体障害者(児)に対する住宅設備改善費助成金の交付に関する事務 2 重症心身障害児(者)介護者支援事業の利用者負担額の決定に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先33	福祉保健部 障害者福祉課、保健衛生担当保健予防課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	1 障害者移動支援の支給の決定に関する事務 2 障害者日中一時支援事業の利用の決定に関する事務 3 障害者日常生活用具の給付の決定に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先34	福祉保健部 生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	1 外国人に対する生活保護法の準用による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 2 墨田区女性福祉資金貸付条例による資金の貸付に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先35	福祉保健部 生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先36	福祉保健部 生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		

⑦時期·頻度	随時		
移転先37	都市計画部 防災まちづくり課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	コミュニティ住宅の管理に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先38	福祉保健部 介護保険課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例		
②移転先における用途	①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 ③高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ④介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		

⑦時期·頻度	随時		
移転先39	区民部 国保年金課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	国民年金法による年金の給付若しくは一時金の支給、裁定請求又は加入に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先40	福祉保健部 障害者福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	身体障害者手帳の交付に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		

⑦時期·頻度	随時		
移転先41	福祉保健部 障害者福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	①東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)第4条の受給資格の認定に関する事務 ②心身障害者福祉手当の受給資格の認定に関する事務 ③心身障害者自動車運転教習費補助金の交付に関する事務 ④心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成の決定に関する事務 ⑤身体障害者用自動車改造費助成金の交付に関する事務 ⑥重度心身障害者(児)紙おむつ等の支給の決定に関する事務 ⑦心身障害者理美容サービス事業に係る理美容券の交付に関する事務 ⑧ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業に係る助成の決定に関する事務 ⑨心身障害者福祉電話事業に係る福祉電話の貸与又は電話料金の助成の決定に関する事務 ⑩重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの利用の決定に関する事務 ⑪重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システムの利用の決定に関する事務 ①重度身体障害者等民間緊急通報システムの利用の決定に関する事務 ②重度身体障害者等民間緊急通報システムの利用の決定に関する事務 ③特別永住者障害特別給付金の支給の決定に関する事務 ③特別永住者障害特別給付金の支給の決定に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	随時		
移転先42	区民部 国保年金課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する条例		
②移転先における用途	国民年金法による年金の給付請求に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	[〇]庁内連携システム	[]専用線
	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[]紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	随時		